

11月23日(日)は 広野町長選挙の投票日です

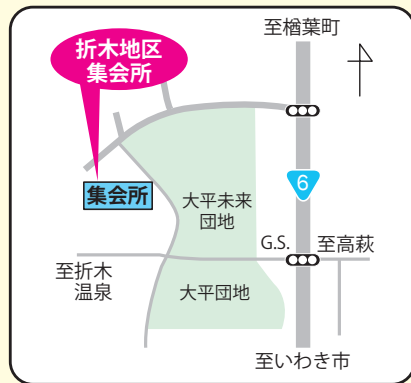


投票所略図

住 所：広野町大字折木字大平168-1

投票時間：午前7時～午後7時

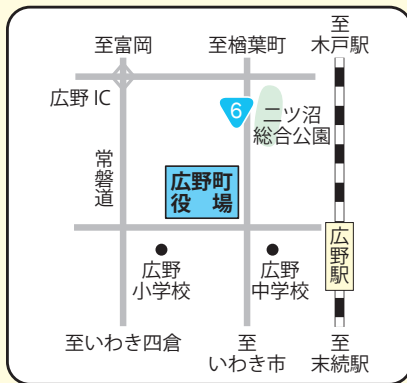
折木地区集会所



住 所：広野町大字下北迫字苗代替35

投票時間：午前7時～午後7時

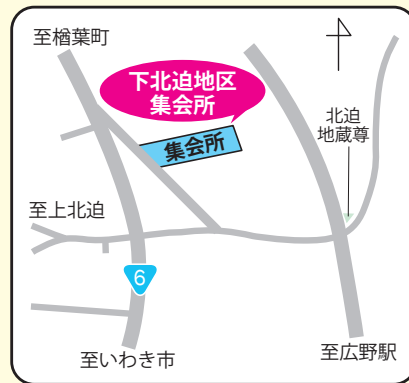
広野町役場



住 所：広野町大字下北迫字新町87-1

投票時間：午前7時～午後7時

下北迫地区集会所



期日前投票

場 所	期 間	時 間
広野町役場児童図書室	11月19日(水)～11月22日(土)	午前8時30分～午後8時

※期日前投票所で宣誓書に署名が必要です。入場券をお持ちいただくとスムーズに受け付けることができます。

※期日前投票所では、投票しようとする日に満18歳以上となっている必要があります。

投票所入場券

入場券を紛失した、入場券がない(届かない)など、入場券を持たずに投票所に来た場合でも本人確認をした上で投票できますので、投票所の受付に申し出てください。

選挙公報

準備ができ次第、各世帯主宛に送付します。なお、広野町選挙管理委員会のホームページに紙面を掲載します。

不在者投票

①滞在地(避難先)での不在者投票

住民票のある広野町以外の市区町村に滞在(避難)している方は、滞在中の市区町村の選挙管理委員会に不在者投票をすることができます。

不在者投票を行う場合は、「不在者投票請求書」を広野町選挙管理委員会宛に郵送してください。

「不在者投票請求書」は町ホームページからダウンロードするか、選挙管理委員会事務局までご連絡ください。

②指定施設などでの不在者投票

不在者投票指定施設として指定された病院や老人ホームに入院・入所中の方で、投票日当日に投票に行くことができない場合には、その施設内で投票をすることができます。

不在者投票を行う場合は、各施設長に不在者投票を行う旨の意思を伝えてください。

その他

投票する日までに広野町外へ転出された方は、入場券をお持ちになっても投票できませんのでご注意ください。

問 広野町選挙管理委員会事務局事務局 ☎979-0402 福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替35 ☎0240-27-2111

人口と世帯数 (住民基本台帳人口による) 町内へ戻った人は必ず役場に届け出をしてください。

※町民居住者：町内における町民の居住者
※滞在者：廃炉・復興関連事業従事者および他市町村からの避難者

令和7年9月30日現在

●町のすがた●

世帯数 2,337世帯(-6)
住基人口 4,532人(-14)
(男) 2,414人(-9)
(女) 2,118人(-5)

●人のうごき●

転入 10人
転出 21人
出生 1人
死亡 4人

●実質人口●

5,157人
(4,156人+1,001人)
(町民居住者+滞在者)